2026年度(第1次)関西学院大学大学院 法学研究科 博士課程 前期課程 一般 入学試験問題

【行政法】

受験番号 氏 名

問 下記の土壌汚染対策法 3 条 3 項に基づく通知は取消訴訟の対象として認められるか、検討しなさい。その際、3 条 4 項に基づく命令が取消訴訟の対象となることを前提としなさい。

土壤汚染対策法(平成 14 年法律 53 号)

3条 使用が廃止された有害物質使用特定施設(略)に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)であって、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は第3項の規定により都道府県知事から通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣又は都道府県知事が指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、環境省令で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときは、この限りでない。

2項 (略)

- 3 項 都道府県知事は、水質汚濁防止法第 10 条の規定による特定施設(有害物質使用特定施設であるものに限る。)の使用の廃止の届出を受けた場合その他有害物質使用特定施設の使用が廃止されたことを知った場合において、当該有害物質使用特定施設を設置していた者以外に当該土地の所有者等があるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の所有者等に対し、当該有害物質使用特定施設の使用が廃止された旨その他の環境省令で定める事項を通知するものとする。
- 4項 都道府県知事は、第1項に規定する者が同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした ときは、政令で定めるところにより、その者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正 すべきことを命ずることができる。
- 65条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。
 - 一 第3条第4項(中略)の規定による命令に違反した者
 - 二~六 (略)